

日浦病院介護医療院（併設型小規模介護医療院）運営規程

第1条（施設の目的）

医療法人外海弘仁会が開設する日浦病院介護医療院（以下「当施設」という。）において介護医療院の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、医療法及び介護保険法に基づき施設の管理者や従業者(以下「従業者」という。)が、入所者に対し、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他の必要な医療を行うことにより、施設入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努める。

- ① 介護保険法に基づき、介護施設における処遇の確保と向上に努める。
- ② 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行うように努める。

第3条（施設の名称及び所在地等）

- (1) 施設名 日浦病院介護医療院
- (2) 開設年月日 令和8年4月1日
- (3) 所在地 長崎県長崎市下黒崎町 1402 番地
- (4) 電話番号 0959-25-0039 FAX 番号 0959-25-1338
- (5) 事業者番号 42B0100053

第4条（従業者の職種、員数）

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 管理者（併設医院管理者、医師を兼務） | 1人 |
| (2) 看護職員 | 3人以上 |
| (3) 介護職員 | 3人以上 |
| (4) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (5) 栄養士 | 1人以上 |

第5条（従業者の職務内容）

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者は、介護医療院に携わる従業者の総括管理、指導を行い、適切なサービスが行われるように一元的に管理する。
- （2） 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- （3） 介護職員は、入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等を行う。
- （4） 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
また、要介護認定 及び要介護認定更新、区分変更の申請手続きを代行する。
- （5） 栄養士は、利用者の栄養状態の管理や栄養食事相談等を行う。

第6条（入所定員）

当施設（Ⅱ型介護医療院Ⅰ）の入所定員は、16人とする。

第7条（介護医療院のサービス内容）

当施設のサービスは、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における機能訓練、看護・介護並びに日常生活上の世話、終末期の援助、また栄養管理等栄養状態の管理とする。

- ① 施設サービス計画の作成
- ② 診療・健康管理
- ③ 看護
- ④ 医学的管理下の介護（入浴、排せつ及び褥瘡予防）
- ⑤ 食事、栄養管理及び栄養食事相談
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 相談、援助
- ⑧ レクリエーション行事
- ⑨ 口腔衛生の管理

第8条（利用料その他の費用の額） 金額は別紙記載

- （1） 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護医療院が法定代理受領サービスである時は介護保険負担割合証に記載されている割合の額とする。
- （2） 居住に関する費用、食事に関する費用、理美容代、日用品費等保険給付の対象にならないその他の費用は、利用者負担とし料金は実費相当額とする。

第9条（身体の拘束等）

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行わないものとする。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

第10条（看取りについて）

当施設では、終末期に延命等の積極的医療行為を行わない看取りができる。

- (1) 入所時に看取りに対する説明を行い、入所者及びその家族等の意向を書面にて提出するものとする。
- (2) 入所後に心身の状態が変化し、医師が終末期と判断した時、再度終末期の意向を家族等に確認し、書面による同意が得られ、当施設での対応が困難と医師が判断した場合、当施設での看取りを行うことができることとする。
- (3) 入所者及びその家族等が積極的治療を望まれ、当施設での対応が困難と医師が判断した場合、当施設を退所の上、対応可能な医療機関へ入院することができる。

第11条（褥瘡対策等）

当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な看護、介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第12条（施設の利用に当たっての留意事項）

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 面会は、午後2時より午後5時までとする。
- (2) 消灯時刻は、午後9時とする。
- (3) 外出・外泊は、所定の手続きをとって、外泊先、用件、施設へ帰着する予定時刻を事前に知らせることとする。また、外泊時等の施設外での受診は、緊急の場合を除いて事前に申し入れをし許可を得るものとする。
- (4) 飲酒、喫煙は施設敷地内禁止とする。
- (5) 設備・備品の利用は、許可なく使用できないものとする。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、事前に申し入れをし許可を得るものとする。
- (7) ペットの持ち込みは、禁止とする。
- (8) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、施設内禁止する。
- (9) 他入所者への迷惑行為は禁止する。
- (10) 健康管理上、衛生管理上、菓子類などの食品の持ち込みは禁止する。

第13条（非常災害対策）

当院の消防計画に基づき、施設入所者及び職員等の安全を確保するため、防災・設備の取り扱いを熟知し、避難訓練を年2回以上実施する。

第14条（事故発生の防止及び発生時の対応）

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、入所者に対し必要な措置を行う。そして、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力医療機関、協力歯科、又は他の専門的医療機関での診療を依頼する。

第15条（職員の服務規律）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。

第16条（職員の質の確保）

施設職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

第17条（職員の勤務条件）

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人外海弘仁会の就業規則による。

第18条（職員の健康管理）

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

第19条（守秘義務及び個人情報の保護）

施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後において正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように徹底した指導教育を適時行う。

第20条（苦情処理）

本人又は家族からの苦情及び相談に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、定められた手続きにより対応する。

第21条（記録の整備）

入所者に対する事業の提供に関する諸記録を整備する。

第22条（虐待防止に関する事項）

当施設は、入所者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- （1） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2） 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3） その他、虐待防止のために必要な措置

2項 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第23条（その他施設の運営に関する重要事項）

- （1） 入所者に対するサービスの提供に支障がないため、併設医療機関の宿直医師が対応することとし、宿直医師は配置しないこととする。
- （2） この規程に定めるもののほか、必要な事項は法人と事業所の管理者が別途協議し定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和8年4月1日より施行する。

【日浦病院介護医療院 運営規程別紙】

(1) 介護保険負担金

厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分

(2) 食費及び居住費

①食費（1日当たり） 1, 445円

但し、食費について負担限度認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

（例、300円、390円、650円、1360円）

③ 居住費－療養室の利用費（1日当たり）

多床室（4人室） 697円

但し、居住費について負担限度認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の限度額が1日にお支払いいただく居住費上限となります。

（例、0円、697円など）

(3) その他の料金

理美容代 1, 500円／回（座位姿勢により変動）

顔そり 500円／回